**４　会務活動の充実化**

**（１）東弁の委員会とその現状**

　　　東弁には、弁護士法（以下「法」という）で規定されて執行部（役員）から独立している３つの法定委員会（資格審査会－法51条、懲戒委員会－法65条、綱紀委員会－法70条）と法33条2項2号に基づいて会則47条2項で執行部からの独立が定められている選挙管理委員会のほか、17の常置委員会（2015（平成27）年4月から新たに会費減免審査委員会が新設された）、32の特別委員会が設置されている。そのほかに現在、18の対策本部・協議会が設置されている。上記３つの独立委員会は法律の規定に基づくものであり必ず設けなければならない委員会であって、それぞれの設置目的も明確であり、弁護士委員のほか裁判官、検察官、学識経験者が構成メンバーとなることから委員会の充実化や活性化という議論には本来的に馴染まない。また、選挙管理委員会も役員や常議員の選任手続を実施するための委員会なので上記と同様である。

　　　常置委員会は、人事委員会以下、法33条2項各号などのそれぞれの規定を具体化し、実施する目的で設置されている。なお、国際委員会は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法に基づいて外国弁護士の入会審査を行うことを権限としていることから常置委員会とされており、法廷委員会以下の32の特別委員会については、それぞれの設置目的及び権限を有する。

　　　対策本部・協議会は、秘密保護法対策本部など特別の目的のために時限的に設置される。

　　　ところで、東弁の弁護士会員数は、2015（平成27）年10月1日時点で7463名を数えるが（外国特別会員及び弁護士法人会員を除く）、他方、各委員会の委員定数を合計すると4726名（対策本部・協議会の委員を含む。また、東弁・二弁合同図書館委員50名を含んだ人数である。）であり、全会員数の約63％の定数となっている。従って、会員の4割弱は希望しても東弁の委員会に所属することができない。

また、委員会によっては、入会申込人数が定数を超過するほど人気のある委員会が存在する一方、定数を充足していない委員会もあるのが現状である。また、委員会開催日時に定足数が足りずに流会となってしまうこともある。

強制加入団体であり弁護士自治を有する弁護士会は、本来、構成員である会員がいずれかの委員会に所属し、全会員でもって会務活動を支えることが望ましいことはいうまでもないが、上記のような状況から現実には全ての会員がいずれかの委員会に所属することは定数との関係からも不可能となっている。また、日弁連では、原則として、一定の在任期間を超えた委員については、国または公的団体等への推薦を行わないとの弁護士推薦委員会推薦要領（1994（平成6）年3月17日日弁連正副会長承認）があるが、東弁では、そのような定めもなく、多数回にわたって同一委員の再任がなされることにより委員が固定化してしまい、人気のある委員会の場合には、若手会員等が希望する委員会に入会することが事実上困難な状態にもなっている。さらに、2015（平成27）年10月1日時点で任期付公務員や企業等に在籍する東弁所属の組織内弁護士数は合計535名に上るが、これらの組織内弁護士は多くが職務専念義務を課されており常時勤務を要することから委員会開催時間等との関係で弁護士会の委員会活動に参加したくても実際には参加できない会員も存する。

以上のような現状を踏まえ、東弁の委員会活動の充実化と活性化を図るにはどのような方策を採れば良いのかが大きな課題となっている。

**（２）委員会活動の充実化の方策**

**①　組織的な観点から**

**（ア）**東弁の弁護士会員数が約7500名近く、さらに毎年約300名近い新入会員が入会してくることからすれば、現在の委員会の定員数では足りないことは明らかである。そこで、特に入会を希望しても新たに参加することが事実上不可能となっている委員会については、その定員数を増加させることが必要となる。ただし、執行部が委員会の意見を無視して一方的に定数を増員させることは適当とは思われないことからすれば、定数増加を行うにあたっては各委員会の意見を丁寧に聴取することが肝要である。

　　　次に、定数を増員するだけでなく、再任が何度も行われて就任期間が長期間に及ぶ委員には正委員から退任してもらい、若手会員を含めた新たな会員が委員会に加入することができるような方策を取ることが考えられる。従来、委員会議事規則で委員会には幹事を置くことができるとされていたが、幹事は委員の中から選任するとされていることからすると新たに会員が委員会に入会してもらうことには役立たない。そこで、委員会議事規則を改正し、委員以外の幹事を選任することができることとし、また、専門的な立場から意見を述べてもらうように参与員という制度を新たに設けることが考えられる。そして、委員以外の幹事や参与員は、委員ではないことから議決に参加することはできないが、これら委員以外の幹事や参与員は必ずしも東弁会員に限られないので、学者や有識者などの専門家に参与員などに就任してもらうことも可能となり、より専門的な見地からの意見等を述べてもらうことによって委員会での議論がより一層深まり、有効な議論が活発になされることが期待される。

　　　そこで、東弁では、2013（平成25）年度、委員会議事規則を改正し、委員会は委員以外の者を幹事に選任することができることとし、幹事は、委員長の指示を受け、委員会の議案の整理、資料の収集や調査研究を行うものとしたほか、新たに参与員の制度を設けて、委員会は、委員及び幹事以外の者を参与員に選任することができ、参与員は、委員長の諮問を受け、専門的な立場から情報提供と助言等を行うものとした。

**（イ）**東弁では、各年度の委員会委員は前年度の12月までに会員が希望する委員会につき自薦の方法で届け出て、人事委員会において3月までに委員を内定し、4月の第1回常議員会で選任を行っている。ところが、そのときまでに委員定数まで選任してしまうと4月以降に入会してくる判事補及び検事の弁護士職務経験による関する法律（いわゆる職務経験法）による判事補や検事の入会者や地方の公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士として赴任していた元東弁会員だけでなく他会からの登録替え入会者が委員会活動に参加することができない。委員会の活性化のためにはそのような会員が積極的に委員会活動に参加することは極めて有意義である。そこで、委員会の現状に鑑みて委員定数を増員する必要性がある場合には各委員会の意見を聴いた上で定数を増員し、または委員数のうち若干名について当該委員会の意見を聴いて会長が人事委員会に推薦することができるようにすることが考えられることから、2013（平成25）年度、各委員会規則を見直し、全委員会に意見照会を行ったうえで、上記趣旨の制度改正を行った。

　　　また、委員会によっては、委員会内に部会やPTを設けて、そこでの活動が活発になされており、必ずしも全体委員会の定足数にこだわる必要性がない委員会も存在する。それまでは委員会議事規則第15条で、委員会は会則、会規及び委員会規則に特別の定めがあるもののほか、現に選任されている委員数の5分の1以上かつ5人以上の出席がなければ決議することができないとされていたが、2013（平成25）年度は各委員会規則を改正して、必ずしも定足数が大きな意味を持たない委員会については個別に定足数の見直しと軽減を行った。

**②　委員会開催時間帯の見直し**

現状では、委員会の開催日時は平日午後1時あるいは3時となっているものが多いが、任期付公務員や企業等に在籍する組織内弁護士が参加しやすいような時間帯（例えば夕方6時以降）などに開催することも一つの方法として今後検討される必要があろう。

**③　ITの活用**

　　　　現在、委員会で議論のための資料は、紙媒体として委員に事前又は当日配付されている。近時、委員会によっては独自にメーリングリストを立ち上げて正規の委員会とは別に事前又は事後の議論が活発になされている。しかしながら、各委員が議論をするために過去の議事録やその他の膨大な資料を参考にしようとしても全部の配付資料を保管しておくことには困難を伴う。そこで、委員が何時でも、何処でも、議論の材料となる必要な資料を閲覧、参照することができるようにマイストレージ上に資料を保管することも考えられる。これはセキュリティが厳格に保持できることが大前提となるが、ペーパーレス化にも資することでもあり将来的に検討されるべき事項であろう。

**④　委員会及び委員会活動の会員への周知・広報活動**

東弁の委員会等の中には、定員を充足するに至らない委員会等（本会で27委員会、多摩支部内の10委員会）が存在する。これらの委員会においては、その存在意義や活動内容について会員の認識と理解を深めてもらい、委員会等に参加しやすい環境を作る必要があることはいうまでもない。そのためにもより一層効果的な周知・広報活動が必要である。その一環として58期新入会員から毎年1月初旬に開催される新入会員歓迎会の際、委員会ブースへの参加を各委員会に要請し、新入会員に対する各委員会の説明とプレゼンテーションを行ってもらっている。このような取り組みもさらに推進する必要があろう。

**⑤　会務活動としての委員会への参加**

東弁では、会務活動等に関する会規を定め、社会的責務としての公益的活動を継続するため会員の会務活動への参加を積極的に促進しており、会務活動への参加を会員の義務と定めて、同一の委員会等に1年度に4回以上参加することにより、会務活動参加の義務を履行したものとしている（会務活動等に関する会規2条2項）。会員が東弁の構成員としての義務を履行すべきことは当然であるが、各会員が委員会活動に参加することによって弁護士自治を有する弁護士会を支えているという共通意識を持つことが何よりも肝心なのであり、それが結果として委員会の充実化・活性化に繋がるものであるということができる。